

# 同朋大学別科（仏教専修）規程

（目的）

第1条 この規程は、同朋大学学則第3条第3項の規定により、同朋大学別科に関して必要な事項を定めるものとする。ただし、この規程に定めのない事項については、同朋大学学則に準ずる。

（趣旨）

第2条 別科は、建学の理念に基づいた仏教精神、ことに親鸞聖人の同朋思想による仏教に関する教育を広く社会に開放して、その学術及び技能を実際的に専修せしめ、併せて真宗大谷派教師資格を取得させることを目的とする。

（名称）

第3条 本学に置く別科の名称は、同朋大学別科（仏教専修）と称する。

（修業年限・在学年限）

第4条 別科の修業年限は1年とし、2年を超えて在学することはできない。

（入学資格）

第5条 別科に入学することのできる者は、同朋大学学則第34条に規定する者で、本学別科の選抜試験に合格した者とする。

（開設授業科目）

第6条 別科の授業科目及び単位数は、別表①のとおりとする。

（単位計算）

第7条 各授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業時間外に必要な時間を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、1時間の講義に対して2時間の準備等の学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習（外国語科目・講読も含む）については、2時間の演習に対して1時間の準備等の学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 教化学実習の授業については、45時間の実技・実習をもって1単位とする。

（修了単位数）

第8条 別科を修了するためには、必修科目13科目37単位を修得しなければならない。

2 真宗大谷派教師資格を取得しようとする者は、前項の修了要件を充足し、かつ選択科目3科目6単位及び教師修練2科目を修得しなければならない。

（修了）

第9条 別科に1年以上在学し、前条第1項に定める所定の単位を取得した者には、文学部教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 修了が認定された者に対して、学長は修了証書を授与する。

（学納金）

第10条 別科の学納金は、別表②のとおりとする。

（審議機関）

第11条 別科に関する重要事項については、文学部教授会において審議する。

(別科会議)

第12条 別科の円滑な運営を図るため、別科会議を置く。別科会議については、別に定める。

2 別科会議において検討された事項は、文学部教授会に報告し、承認を得なければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、連合教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表 ①

## 別科（仏教専修）教育科目

区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位
必修科目 (37)	真宗学講義	4	選択科目 (6)	声明作法Ⅰ	2
	真宗史	4		声明作法Ⅱ	2
	真宗学講読Ⅰ	2		宗教法規	2
	真宗学講読Ⅱ	2		前期教師修練	—
	真宗学講読Ⅲ	2		後期教師修練	—
	真宗学演習	2			
	仏教学講義	4			
	仏教史	4			
	仏教学講読	2			
	教化学講義	4			
	教化学演習	2			
	教化学実習	1			
	差別問題	4			

## 別表 ②

## 学費一覧表

種別	学費	備考
授業料	560,000円	年額
教育充実費	340,000円	年額
入学金	62,000円	同朋大学の卒業生及び 修了生は免除する。
計	962,000円	

1. 平成24年度入学生から適用する。
2. その他の費用については、別に定める。